

申請・届出名称	(第7号様式) 診療所開設届
内容	医師又は歯科医師が診療所を開設したときに提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課 (久留米商工会館4階)
提出時期	開設後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 管理者の免許証の提示又はその写し (原本照合不要) 及び履歴書 <input type="checkbox"/> 2 従事する医師、歯科医師及び薬剤師の免許証の提示又はその写し (原本照合不要) <input type="checkbox"/> 3 医療従事者の名簿 (非常勤の場合は常勤換算できるもの) <input type="checkbox"/> 4 敷地周囲の見取図及び敷地、建物の平面図 (各室の用途を示し、病室がある場合には、その種別と病床数を明示すること) <input type="checkbox"/> 5 病室のある診療所については、各病室の概要 (種別・病床数・床面積・採光面積・開放面積・天井高) を記載した書類 <input type="checkbox"/> 6 歯科技工室を設けるときは、その構造設備の概要 <input type="checkbox"/> 7 土地・建物について、自己所有の場合は不動産登記簿謄本、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し。建築確認が必要な建物については、確認済証の写し (有床診療所に限る)
	<p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床を設置する場合は、種別に応じて診療所病床設置許可申請 (事前に) 又は届出が必要となります。
備考	